

議事日程第1号

令和6年5月2日（木）

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程（議案第41号から第43号まで）

提案理由の説明（市長）、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

第5 議会広報特別委員会委員の辞任

第6 議会広報特別委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局 長	沼田弘史
副事務局 長	濱野美紀子
主 席 主 査	中川祐司
主 事	菅原優美

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
総 務 企 画 部 長	鈴 木 健	地域づくり推進監 兼 防 災 監	八 端 隆 公
市 民 福 祉 部 長	田 村 力	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	杉 本 一 也
産 業 建 設 部 長	湊 智 志	建 設 技 監	佐 藤 透
企 業 局 長	畠 山 隆 之	企 画 政 策 課 長	高 桑 淳
総 務 課 長	平 塚 敦 子	財 政 課 長	天 野 秀 一
税 務 課 長	佐 藤 静 代	福 祉 課 長	北 嶋 三 世
観 光 課 長	木 村 高 志	農 林 水 産 課 長	夏 井 大 助
病 院 事 務 局 長	原 田 徹	会 計 管 理 者	湊 留美子
教 育 総 務 課 長	村 井 千鶴子	学 校 教 育 課 長	笹 渕 美 穂
監 査 事 務 局 長	佐 藤 一 明	企 業 局 管 理 課 長	目 黒 一 人
ガ ス 上 下 水 道 課 長	斉 藤 清 彦		

午前 10 時 02 分 開 会

○議長（小松穂積） これより、令和 6 年 5 月臨時会を開会いたします。

○議長（小松穂積） 直ちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

日程第 1 会期の決定

○議長（小松穂積） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（小松穂積） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

14 番小野肇議員、15 番田井博之議員を指名いたします。

日程第 3 議案第 41 号から第 43 号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第 3、議案第 41 号から第 43 号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 41 号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 42 号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 43 号 令和 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分について

○議長（小松穂積） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

今臨時会におきましては、条例並びに補正予算の専決処分について御審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、寒風山山焼きについてであります。

寒風山の美しい景観と生態系の保全を図るため、先月１３日、山焼きが行われました。今回は、実施規模を昨年の約２．５倍となる３７ヘクタールに拡大することとし、昨年来準備を進めてきたところであり、当日は、市内外のボランティアや消防団など約３００人が参加し、大噴火口において予定していた面積を焼き払うことができました。実行委員会をはじめ参加いただいた皆様に改めて感謝申し上げます。

一方、山焼き終了後に姫ヶ岳北側の斜面において、山焼きの残り火が原因と思われる山火事が発生したことは誠に遺憾に思っており、市民の皆様はじめ関係の方々に深くおわび申し上げます。

以後このようなことがないように、実行委員会においてしっかりと検証を行い、再発防止策を講じた上で山焼きを継続してまいります。

次に、男鹿半島地域での災害に備えた対応について申し上げます。

県では、能登半島と立地条件が類似している男鹿半島で震災が発生した場合の対応を協議するため、「秋田県男鹿半島地域等防災・減災対策検討委員会」を設置し、先般、本市も参画して初会合が開催されました。

会議では、被害規模など想定される「リスク」、避難・救助活動や孤立対策などの「応急対策」、避難所運営やボランティア受入れなどの「被災者支援」の三つを主要テーマとし、今後テーマごとに部会を設けて検討を進めるとともに、検討委員会での議論を踏まえ、最終的には、知事や市長等で構成する「男鹿半島地域等防災・減災会議」で対応方針の決定を行うこととしております。

市としましては、年度内に取りまとめられる防災・減災方針が実効あるものとなるよう、現場の実情や地域が抱える課題等の情報を提供しながら、地元ならではの意

見・提案を行ってまいりたいと思います。

また、５月２４日、戸賀地区で実施する本年度の市の総合防災訓練は、能登半島地震を踏まえた防災対策の強化の一環として、県と共同で行いたいと考えております。

当日は、大津波の襲来を想定した住民の避難訓練や避難所運営訓練に加え、海上保安部等による物資・人員の海上輸送や、県警ヘリコプターからの映像情報の伝達など、男鹿半島沿岸部が孤立したことを想定した訓練を実施することとしております。

震災は、いつでも、どこでも起こり得る災害です。県主催の検討会議や現地での防災訓練と併せ、緊急避難場所の点検や個別避難計画の作成、住宅の耐震化や災害関連死の審査会設置など、能登半島地震を教訓に、市独自で対応できる防災・減災対策をリストアップし、順次取り組んでまいります。

次に、男鹿地区高校統合に関する要望について申し上げます。

県教育委員会より依頼を受けて、昨年１０月に設置した「男鹿地区高校統合に関する協議会」では、４回の会議の中で、委員より様々な視点から建設的な意見・要望が出され、その内容を取りまとめた報告書が、去る３月２５日に協議会会長から提出されました。

この報告書の内容を踏まえ、先月２３日に県教育委員会に要望書を提出したところであります。

協議会からの報告では、「統合校の設置場所」に関して、県内で唯一の水産海洋系の学科を有することや、その特殊性から大水深プールなどの既存設備をそのまま活用することが可能であること、海洋をフィールドとして洋上風力発電関連企業等と連携しながら、水産海洋系と工業系の連携を深めたダイナミックな教育活動が展開できることなどから、現男鹿海洋高等学校への設置が望ましいとする意見が多く出されました。

このため、協議会において大勢を占めた現男鹿海洋高等学校への設置が望ましいとする意見を、最大限尊重していただくよう要望したところであります。

また、「統合校の人材育成に資する教育活動」に関しては、洋上風力発電関連等、地元企業で活躍できる専門的な知識と技能を持った人材を育成すること、水産海洋系と工業系を融合した特徴的な学科を設置し、特色あるカリキュラムを編成すること、さらに、「教育環境の整備」に関しては、「地域みらい留学制度」の拡大に対応でき

るよう、男女ともに入寮可能な寮を早期に新設することなどについて要望しております。

本市周辺海域においては、令和10年度以降、洋上風力発電事業が順次稼働する予定となっており、人材の育成が急務であることや、学校規模を確保して部活動などの課外活動の充実を図るためにも、早期の統合を期待しております。

次に、株式会社ジャパン・パックライス男鹿との立地協定の締結及び誘致企業認定について申し上げます。

同社によるパック御飯工場の建設計画につきましては、さきの定例会で御報告しておりますが、今般、当該計画が国の補助事業として採択され、事業化が正式決定したことを踏まえ、先月12日、工場建設に向けた立地協定を締結するとともに、本市の誘致企業として認定いたしました。

同社は、大潟村に拠点を置く株式会社ジャパン・パックライス秋田の完全子会社として、昨年11月、本市に設立されており、工場の着工は本年6月、建設に係る総投資額は約39億円、本稼働は来年6月の予定で、年間製造量は5,500万食、本稼働時の雇用は30人程度の見込みと伺っております。

本件は、地域経済の活性化や雇用創出の面で波及効果の大きい事業であり、しかも基幹産業である農業と連携・融合した取組は、原料米の生産供給を通じて地域農業の振興にも寄与するものと期待しております。

さらに、地域に愛され住民の思い入れの深い旧野石小学校の校舎を活用するものであり、資源の有効活用や地域活性化の観点からも、極めて価値ある取組と受け止めております。

今後は協定に基づき、お互い協力して事業を進めてまいります。市としましては、商工業振興促進条例に基づく支援のほか、上水道やガスの供給、原料米の安定確保、雇用の確保など、事業の円滑な立ち上がりや早期の安定操業に向けサポートに努めてまいります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第41号は、地方税法等の一部改正に伴い、令和6年度の個人市民税の特別税額控除に係る規定を定めるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものであります。

次に、議案第４２号は、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額及び軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものであります。

次に、議案第４３号は、令和６年３月定例会以降、地方交付税及び地方譲与税等の確定等に伴う予算措置について、令和５年度男鹿市一般会計補正予算（第１２号）の専決処分をしたものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（小松穂積） 次に、議案の説明を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） おはようございます。

私から、議案第４１号から議案第４３号までの３件について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の２ページをお願いいたします。

議案第４１号男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、令和６年度の個人市民税の特別税額控除に係る規定を定めるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

４ページをお願いいたします。

改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

第３４条の７は、寄附金税額控除に関する規定であります。公益信託制度の見直しに伴う法改正に合わせて条文を整理するものであります。

次に、５ページをお願いいたします。

第５１条及び第５６条、それから、次の６ページをお願いいたします。６ページの第７１条並びに、その次の７ページをお願いいたします。７ページの第１３９条の３の改正は、市民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免について、減免事由に該当することが明らかで、かつ減免する必要があると市長が認める場合は、職権による減

免を可能とする規定を追加するほか、法改正に合わせて条文を整理するものであります。

次に、８ページをお願いいたします。

附則第７条の５は、令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除、いわゆる定額減税について規定するもので、前年の合計所得金額が１，８０５万円以下である納税義務者の所得割の額から、納税者及び控除対象配偶者または扶養親族１人につき、１万円を控除するものであります。

９ページをお願いいたします。

附則第７条の６は、普通徴収の場合は、第１期分の税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は２期以降の期別分から順次控除する旨を規定するものであります。

次に、１１ページをお願いします。

附則第７条の７は、公的年金等特別徴収の場合は、令和６年１０月１日以後最初に支払いを受ける公的年金等の特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和６年度中の特別徴収税額から、順次控除する旨を規定するものであります。

次に、ページ飛びますが、１７ページをお願いいたします。

附則第７条の８は、令和７年度分の個人市民税に限り控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する場合、所得割の額から１万円を控除する旨を規定するものであります。

１８ページをお願いいたします。

附則第１０条の２は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備に係るものについて課税標準となるべき価格に７分の６を乗じて得た額とするものであります。

次に、２０ページをお願いいたします。

附則第１０条の３第３項は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するものであります。

次に、２２ページから２６ページまでに記載されてございます附則第１１条、附則

第11条の2、附則第12条、附則第13条及び附則第15条は、法改正により固定資産税等に関する特例の適用年度を更新するものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

27ページから30ページまでの附則第16条の3から附則第20条の3までの規定は、特別税額控除の対象となる所得割の額に含む所得等の所得割の額について、読替規定を追加するものであります。

次に、31ページをお願いいたします。

附則であります。

第1条は、施行期日について、それぞれ令和6年4月1日、令和7年4月1日等から施行するものであります。

第2条及び第3条は、経過措置を規定するもので、施行日以前のものについては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上をもちまして、議案第41号の説明を終わらせていただきます。

次に、33ページをお願いいたします。

次に、議案第42号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

本議案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額及び軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

35ページをお願いいたします。

まず、第4条は、課税額について、地方税法施行令の改正に合わせて、本市の国民健康保険税の課税限度額を引き上げるもので、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「22万円」から「24万円」に改めるものであります。

なお、国民健康保険税基礎課税額の限度額「65万円」及び介護納付金課税額の限度額「17万円」は据え置くもので、この改正によりまして限度額合計では2万円を引き上げ、106万円となるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額について、軽減判定所得基準額を見直すものであります。

36ページをお願いいたします。

同一世帯被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯の基準額の算定においては、現行の「29万円」から「29万5,000円」に、2割軽減の対象となる世帯の基準額の算定においては、現行の「53万5,000円」から「54万5,000円」にそれぞれ引き上げ、軽減の対象となる世帯の範囲を拡大するものがあります。

附則であります、施行期日は、令和6年4月1日とし、改正後の条例の規定は、令和6年度分以降の国民健康保険税に適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上をもちまして、議案第42号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第43号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第12号）の専決処分について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書をお開き願います。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

本補正予算は、令和6年3月定例会以降、地方交付税及び地方譲与税等の確定等に伴う予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日に専決処分をいたしましたので、このたび、御承認を賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2,718万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ191億7,056万9,000円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと8.9パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の繰越明許費の補正につきましては第2表で、第3条の市債の補正につきましては第3表で、それぞれ御説明いたします。

恐れ入りますが、5ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります、補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

2款地方譲与税は302万円の追加であります、1項地方揮発油譲与税は116

万8,000円の追加、2項自動車重量譲与税は256万3,000円の追加、3項特別とん譲与税は30万円の減額、4項森林環境譲与税は41万1,000円の減額であります。

3款1項利子割交付金は5万1,000円の減額、4款1項配当割交付金は96万2,000円の減額、5款1項株式等譲渡所得割交付金は30万7,000円の減額、6款1項法人事業税交付金は274万8,000円の減額、7款1項地方消費税交付金は3,413万1,000円の減額であります。

次のページをお願いいたします。

8款1項ゴルフ場利用税交付金は1万3,000円の追加、9款1項環境性能割交付金は230万円の追加、10款1項国有提供施設等所在市助成交付金は5万2,000円の追加、11款地方特例交付金は2万5,000円の追加であります。1項地方特例交付金は11万9,000円の減額、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は14万4,000円の追加であります。

12款地方交付税1項地方交付税は3億6,603万1,000円の追加で、特別交付税であります。

13款1項交通安全対策特別交付金は9万7,000円の減額、16款国庫支出金は155万2,000円の追加であります。1項国庫負担金は202万円の減額で、現年公共土木施設災害復旧事業費負担金であります。

次のページをお願いいたします。

16款国庫支出金2項国庫補助金は357万2,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金などあります。

17款県支出金2項県補助金は730万6,000円の減額で、晩霜害からの果樹産地復旧支援事業費補助金などあります。

18款財産収入2項財産売払収入は2,654万6,000円の追加で、旧村上病院跡地に係る土地売払収入であります。

20款繰入金1項繰入金は635万4,000円の減額で、森林環境譲与税基金繰入金などあります。

23款市債1項市債は2,040万円の減額で、空き店舗等利活用促進事業債など

であります。

以上の結果、歳入合計は3億2,718万3,000円を追加し、予算の総額を191億7,056万9,000円とするものであります。

これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源65.4パーセント、特定財源34.6パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

2款総務費は4億993万9,000円の追加であります。1項総務管理費は4億1,150万9,000円の追加で、財政調整基金積立金及び定額減税により減税しきれない納税義務者に対する給付金・定額減税一体支援枠給付金給付事業費などがあります。2項徴税費は157万円の減額で、コンビニ収納事務手数料であります。

3款民生費は、3,313万6,000円の減額であります。1項社会福祉費は3,280万円の減額で、低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金などがあります。2項児童福祉費は4万8,000円の減額で、低所得子育て世帯特別給付金（こども加算）給付事業であります。6項介護保険費は28万8,000円の減額で、介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金であります。

6款農林水産業費は3,560万1,000円の減額であります。1項農業費は2,851万9,000円の減額で、園芸経営生産性向上支援事業費補助金などがあります。2項林業費は606万4,000円の減額で、森林資源解析業務委託料などがあります。3項水産業費は101万8,000円の減額で、栽培漁業定着強化事業費補助金などがあります。

7款商工費1項商工費は953万4,000円の減額で、宿泊施設生産性向上支援事業費補助金などがあります。

8款土木費2項道路橋りょう費は、財源補正であります。

次のページをお願いいたします。

10款教育費は448万5,000円の減額であります。3項小学校費は150万円の減額、4項中学校費は65万円の減額で、いずれも学校等における感染症対策等支援事業費であります。6項保健体育費は233万5,000円の減額で、学校給食費完全無償化事業補助金などがあります。

1 1 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費は、財源補正であります。

以上の結果、歳出合計は、歳入同様 3 億 2, 7 1 8 万 3, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 9 1 億 7, 0 5 6 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費 6 1. 6 パーセント、投資的経費 1 6. 4 パーセント、その他の経費 2 2. 0 パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

1 0 ページでございます。

第 2 表は、繰越明許費の補正であります。

2 款総務費 1 項総務管理費、給付金・定額減税一体支援枠給付金給付事業は、8 5 0 万円を翌年度に繰り越すものであります。

次のページをお願いいたします。

第 3 表は、市債の補正であります。

集会所改修補助事業など 9 件について、借入限度額を変更するもので、補正後の限度額については記載のとおりであります。

以上により、本補正予算における市債は 2, 0 4 0 万円の減額で、市債合計は 2 2 億 2, 0 6 7 万 2, 0 0 0 円と見込むものであります。

以上をもちまして、議案第 4 1 号、議案第 4 2 号及び議案第 4 3 号の補足説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本 3 件については、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって本 3 件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第４１号から第４３号までを一括して採決いたします。本３件については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第４１号から第４３号までは原案のとおり承認されました。

日程第４ 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（小松穂積） 日程第４、男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、指名いたしたいと思います。

職員に朗読させます。

【職員朗読】

総務委員会委員

古仲清尚議員 蓬田司議員 畠山富勝議員 進藤優子議員 小野肇議員

小松穂積議員

教育厚生委員会委員

吉田清孝議員 吉田洋平議員 佐藤誠議員 太田穰議員 田井博之議員

産業建設委員会委員

鈴木元章議員 安田健次郎議員 船木正博議員 笹川圭光議員 三浦利通議員

議会運営委員会委員

吉田洋平議員 蓬田司議員 船木正博議員 佐藤誠議員 畠山富勝議員

太田穰議員 三浦利通議員

○議長（小松穂積） ただいま指名いたしましたとおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員を、それぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決まし

た。

委員会条例第10条第1項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

各委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時43分 休 憩

午前11時23分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小松穂積） 各常任委員会及び議会運営委員会において、正副委員長が互選されましたので御報告いたします。

総務委員長には蓬田司議員、同じく副委員長には小野肇議員。

教育厚生委員長には佐藤誠議員、同じく副委員長には太田穰議員。

産業建設委員長には鈴木元章議員、同じく副委員長には安田健次郎議員。

議会運営委員長には畠山富勝議員、同じく副委員長には吉田洋平議員。

以上のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

午前11時24分 休 憩

午前11時25分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議会広報特別委員会委員の辞任

○議長（小松穂積） 日程第5、議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

古仲清尚議員、安田健次郎議員、小野肇議員、進藤優子議員、田井博之議員、蓬田司議員から、議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りいたします。本件は申出のとおり辞任することを許可することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、古仲清尚議員、安田健次郎議員、小野肇議員、進藤優子議員、田井博之議員、蓬田司議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 26 分 休 憩

午前 11 時 26 分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 議会広報特別委員会委員の選任

○議長（小松穂積） 日程第 6、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、古仲清尚議員、安田健次郎議員、吉田洋平議員、進藤優子議員、小野肇議員、田井博之議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

委員会条例第 10 条第 1 項の規定により、議会広報特別委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

議会広報特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 27 分 休 憩

午前 11 時 38 分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小松穂積） 議会広報特別委員会において、正副委員長が互選されましたので御報告いたします。

委員長には進藤優子議員、副委員長には古仲清尚議員。

以上のとおり決定されました。

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて5月臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 39 分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 小 野 肇

議 員 田 井 博 之